平成２６年（フ）第１２６号
群馬県太田市新田小金井町345番地の１
破産者　太陽家具株式会社
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１１５２号
横浜市緑区新治町106番地８
破産者　有限会社友信樹脂
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５０５号
横浜市栄区飯島町1019番地１
破産者　有限会社ヤマト工業
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９５号
金沢市矢木３丁目73番１、従前の本店所在地
金沢市西泉３丁目97番地
破産者　株式会社ＭＴＲコーポレーション
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１９０号
香川県東かがわ市三本松1500番地２
破産者　松本産業株式会社
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２５年（フ）第２２０号
群馬県安中市中後閑700番地の１
破産者　田中建設株式会社
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４５号
神奈川県平塚市東八幡２丁目９番31号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県座間市広野台１丁目38番６号
破産者　株式会社星和総業
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４０３４号
大阪市住之江区南港南１丁目１番198号
破産者　株式会社ＩＷビジネスパートナーズ
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６号
秋田市河辺諸井字大部511番地
破産者　有限会社伏伸庵
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０５号
秋田市外旭川字待合28番地
破産者　株式会社生鮮流通秋田
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２５０号
茨城県かすみがうら市宍倉6117番地１
破産者　佐川　重政
１　決定年月日　平成27年１月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２１号
茨城県土浦市真鍋３丁目13番34号
破産者　菊田　まき
１　決定年月日　平成27年１月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第６３号
千葉県君津市久留里市場570番地
破産者　福山　永二
１　決定年月日　平成27年１月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第２３１号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目10番18－２号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市武岡５丁目３番16号
破産者　清水　里恵
１　決定年月日　平成27年１月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第８８号
札幌市清田区美しが丘４条５丁目７番34－103号、開始決定時の住所札幌市厚別区大谷地西６丁目１番11号　コーポＫ１号
破産者　藤本　香織（旧姓澤田・吉田）
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２１号
群馬県安中市中後閑700番地１
破産者　田中　正明
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２０年（フ）第７号
富山市蓮町５丁目３番61号、開始決定時の住所富山県魚津市上村木１丁目10番22号
破産者　渡辺雄三郎
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第８１５号
広島市安佐南区八木９丁目25番20―103号
破産者　秀浦　初実
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７号
広島県廿日市市峠90番地49
破産者　高見工務店こと　高見　亀生
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部